

学生準則施行細則その4「校外行事参加について」

平成9年8月25日

函高専達第3号

(目的)

第1条 この細則は、函館工業高等専門学校学生準則第25条（昭和48年4月1日制定。以下、「準則」という。）の規定に基づき、学生の校外行事への参加に必要な事項について定めることを目的とする。

(校外行事の種類)

第2条 この細則に定める校外行事の種類は、次の各号のとおりとする。

- 一 北海道地区国立工業高等専門学校体育協議会(専体協)又は一般社団法人全国高等専門学校連合会(高専連)が主催する行事
- 二 学校が加盟している団体が主催する行事
- 三 学校がクラブ等（準則第18条の規定に基づき許可を受けた団体）に対し、加盟を許可している団体が主催する行事
- 四 公益財団法人全国高等学校体育連盟(高体連)又は公益社団法人全国高等学校文化連盟(高文連)が主催する行事
- 五 クラブ等が自主的に又は共同で企画する行事で校長が必要と認めた行事
- 六 その他校長が必要と認めた行事

(願出)

第3条 前条各号の校外行事へ参加しようとする学生は、校外行事参加願(細第3号様式)により、団体の場合は指導教員、個人の場合は学級担任を経て、校長に願い出なければならない。

2 前条第一号、第二号、第三号及び第四号の行事の場合の願出は、申込み締切日1週間前までに、第五号の行事の場合の願出は、企画後すみやかに行うものとする。

(許可)

第4条 校長は、第2条第二号、第三号、第四号、第五号及び第六号に定める校外行事については次に掲げる各号のいずれにも該当しない場合に限り許可する。

- 一 定期試験中に行われる場合(勝進により代表権を得た場合又は校長が特に必要と認めた場合を除く。)
- 二 引率者(本校の教員又は学生主事が認めた者)のいない場合
- 三 教育的見地から、学生の参加行事として適当でないと判断される場合

2 前項第一号の場合であっても、特別欠席を伴わない放課後又は休日の場合については、

学生委員会の議を経て、その参加を許可することがある。

(参加許可人数)

第5条 校外行事への参加を許可する人数は、次の各号によるものとする。

- 一 当該行事の実施要項等に定める登録人数(以下「登録人数」という。)の範囲内の人数を許可する。
 - 二 登録人数にマネージャーが含まれていない場合は、原則として1名に限りその参加を許可する。
 - 三 登録人数に定めのない場合は、学生主事の定める人数で許可する。
 - 四 前3号のほか、応援のため校外行事へ参加する場合は、学生主事が必要と認めた人数を許可する。
- 2 前項のほか、特に必要があると認められる事由がある場合に限り、学生委員会の議を経て、参加を許可することがある。ただし、マネージャーについては、登録人数が10人以上20人未満の場合は2名、登録人数が20名以上の場合は3名まで許可することがある。

(参加学生の許可条件)

第6条 第4条の規定に基づき許可される校外行事に参加する学生は、次の各号に定める条件をすべて満たしていなければならない。

- 一 学業成績が著しく不良でないこと。
 - イ 各学年の課程の修了認定時において、原学年に留められていないこと。
 - ロ 各学年の課程の修了認定時において、不合格科目が2科目以内であること。
 - 二 性行不良でないこと。
 - イ 停学以上の処分を受けた学生の場合は、処分の解除日の翌日から90日を経過していること。ただし、初回の処分であり、かつ、処分を受けた学生が十分に反省していると判断される場合には、担任及び当該クラブ等の全指導教員からの共同申請により、処分を受けた学生と学生主事又は学生主事補との面談及び学生委員会の議を経て、7日未満の有期停学の場合は45日、7日以上の有期停学の場合は30日を上限として、その期間を短縮することがある。
 - ロ 訓告の処分を受けた学生の場合は、処分の申渡日の翌日から30日を経過していること。
- 2 前項第一号ロの条件を満たしていない者であっても、追認試験に合格して不合格科目が2科目以内となった時点以降の当該年度内は、その参加を認める場合がある。ただし、その場合は学級担任及び指導教員は、合議のうえ当該学生の参加の可否を判断し、学生主事の許可を得るものとする。
- 3 第2条第一号に定める校外行事に参加する学生は、第1項第二号に定める条件を満たしていなければならない。

(活動の許可)

第7条 定期試験開始1週間前から定期試験終了までの間のクラブ等活動は、原則として許可しない。ただし、次の各号の条件をすべて満たし、かつ、指導教員から申請があった場合には、学生委員会の議を経て、その練習を許可することがある。

- 一 第4条で許可された行事への参加のため、行事開催日前の10日間に練習する場合
 - 二 当該練習について、指導教員が保護者に対して行事参加理由と練習日程等を連絡し、異議なく理解を得られている場合
- 2 前項の規定により許可される練習（「以下、練習」という。）は、午後5時30分までとする。ただし、定期試験期間中は放課後の2時間を限度とする。
- 3 練習に参加できる学生は、行事に参加する学生及びそれ以外の学生で指導教員が認めた最小限の者とする。

(応援)

第8条 全道又は全国に関連する大会の決勝戦は、全学生で応援することができる。なお、応援の有無については、教務主事・教務主事補、学生主事・学生主事補及び当該クラブ指導教員による事前の協議で決定する。

- 2 前項の応援の日は、休業日を除く日とする。
- 3 応援団による応援は、全道大会又は地区大会の準決勝以上とする。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行により、学生準則施行細則その4「校外行事参加について」(昭和39年4月1日制定)、「高校総体の参加に関する申し合わせ」(平成7年1月26日制定)は、廃止する。

附 則

この細則は、平成11年1月11日から施行する。

附 則

この細則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成12年9月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月14日函高専達第70号）

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

指 導 教 員	
---------	--

提出先：学生課学生係

校 外 行 事 参 加 願
函館工業高等専門学校長 殿

年 月 日

下記のとおり校外行事に参加したいので許可願います。

クラブ等名：_____

_____学科(組) 第 学年

学生責任者氏名

(自署) _____

記

校 外 行 事 名						
校 外 行 事 日 時	月 日() 時から 月 日() 時まで					
特 別 欠 席 日 時	有	無	月 日() 時限 ～ 計 日 時 月 日() 時限まで			
校外行事の場所						
引 率 教 員 氏 名 (引率教員の署名)						
参加学生氏名 ※参加者が10名 を超える場合には、氏名欄に『別 紙のとおり』と記 載して、別紙『校 外行事参加者名 簿』に記載して添 付すること。	学科(組) 学 年	氏 名	資格 確認	学科(組) 学 年	氏 名	資格 確認
備 考						

- ※1 指導教員は参加学生の資格確認を、資格確認欄にレ点により行うこと。
- 2 大会(行事開催)要項等を添付すること。
- 3 学生主事の印を押印すること。(特別欠席有りの場合は教務主事の印も必要です。)

教務主事	学生主事	学生課長	課長補佐	教務係長	学生係長	学務事務グループ

特欠用紙 枚渡し済み

別 紙

校外行事参加者名簿

	学科(組)学年	氏名	資格確認欄		学科(組)学年	氏名	資格確認欄
1				26			
2				27			
3				28			
4				29			
5				30			
6				31			
7				32			
8				33			
9				34			
10				35			
11				36			
12				37			
13				38			
14				39			
15				40			
16				41			
17				42			
18				43			
19				44			
20				45			
21				46			
22				47			
23				48			
24				49			
25				50			